募集要項等に係る第1回質問に対する回答

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a			
1	事業契約書(案)	用語の定義	5	第2条		(41)					「法令」とは、閣議決定事項も含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	事業契約書(案)	契約の保証	8	第13条	1						事業契約書(案)P8 （契約の保証） ｉ）事業者が契約者となり、熊谷市を被保険者とする履行保証保険を締結した場合は、ⅱ）に記載されている構成企業等においては同種保険に加入しないで良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	事業契約書(案)	契約の保証	8	第13条		(5)					「本契約」とあるのは「本事業契約」ではないでしょうか。	「本契約」に統一します。（第13条の4箇所を修正します。）
4	事業契約書(案)	契約の保証	8	第13条	2	(1)					施設整備業務の保証について、終期は第Ⅰ工区の引渡しまでとの理解でよろしいでしょうか。	保証の対象期間は第3工区の工事完了日です。
5	事業契約書(案)	契約の保証	9	第13条	3	(2)					維持管理及び運営業務の受託者が履行保証保険に加入する場合、保険金額はそれぞれが受託する業務の10分の1以上とすれば宜しいでしょうか	それぞれが履行保証保険に加入する場合であっても、保証の上限額はサービス対価E、サービス対価F、及びサービス対価Gの合計の10分の1とします。ご質問の加入方法が、当該条件を満足するということであれば可能です。（たとえば、維持管理業務に関して、保証の対象となる事象が生じる場合であっても、保証の上限額は、維持管理費相当分と運営費相当分の対価の合計の10分の1です。）

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a			
6	事業契約書（案）	開業準備期間開始前の解除	36	第84条	2						金融機関が建設期間中にSPCに対して融資を行う際において、事業契約が解除された場合、SPCが貴市に対して有する出来高部分の売買債権が唯一の返済原資となります。そのため、事業者帰責にかかわらず、貴市に出来高部分を買い受けて頂けるようご修正願います。原文の通りですと、プロジェクトファイナンスでの資金調達が困難となり、資金調達コストが増加する懸念がございます。	原案のとおりとします。 たとえば、事業者帰責という前提においては、出来高の中に、事業者の特許を使用する設備があり、部品交換が困難又は汎用品に比べて高額となるケースなどは買受を行わないことがあります。
7	事業契約書（案）	開業準備期間開始前の解除	36	第84条	2						出来形には、貴市の確認を受けた設計図書やSPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者に帰責事由がある場合は、含みません。
8	事業契約書（案）	開業準備期間開始前の解除	38	第88条	1						出来形には、貴市の確認を受けた設計図書やSPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	事業契約書（案）	開業準備期間開始前の解除	40	第91条	1						出来形には、貴市の確認を受けた設計図書やSPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	事業契約書（案）	開業準備期間開始前の解除	41	第91条	2						出来形には、貴市の確認を受けた設計図書やSPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	当該条項は、不可抗力によって滅失した出来形に関する規定をしています。不可抗力により、SPC経費、金融費用などの出来形が滅失するとは、どのような事象であるか理解できず、ご質問は意味をなさないものと考えます。 設計図書に関しては、データ化してバックアップを保存するなど、事業者の責任において滅失しないようにしてください。適切な対策を講じず、設計データを滅失した場合は、出来高として認めることはできません。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a			
11	事業契約書（案）	不可抗力による増加費用・損害の扱い	44	第97条							施設整備期間中及び施設引渡し後のいずれかにおいても、不可抗力事由により事業者の負担額を超える額の保険金が支払われた場合、当該保険金額をまず、SPCの負担分に充当し、負担分を保険金額が上回った分を貴市の負担分に充当するとの理解で宜しいでしょうか。	事業者が受領した保険金は、熊谷市が負担すべき金額に充当し、残額を事業者の負担に充当します。
12	事業契約書（案）別紙1	保険	50		2	(1)					事業契約書（案）P50　別紙1保険　2. 開業準備期間及び維持管理・運営期間中の保険加入についてですが、現在、加入している保険が本契約にも適用される場合においては、新規に加入せず現在加入の保険証券の写しを提出すれば良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、契約書別紙1に示すとおりの条件を満足することが条件となります。
13	事業契約書（案）別紙2	サービス対価B（割賦払い）	53		1	(2)	ウ				ご存じの通り消費税法上、延払基準による方法が廃止されております。それゆえにサービス対価Bに係る消費税等相当額については、一括払いに係る消費税等相当額同様、SPCにおいて引渡の属する事業年度に消費税を一括して納付する必要があるため、一括払いの支払時期に含めて一括して支払う方法をご検討いただくことは可能でしょうか。 また、そのような対応が困難である場合、サービス対価Bに係る消費税等相当額についても、割賦手数料の計算対象に加算することは問題ございませんでしょうか。	消費税の支払は原案のとおりとします。 割賦手数料の計算対象には、消費税相当額を含みます。
14	事業契約書（案）別紙2	サービス対価B（割賦払い）	53		1	(2)	ウ				サービス対価Bの割賦元本の金額は消費税込み、消費税抜きのどちらになりますでしょうか。	No.13の回答を参照ください。
15	事業契約書（案）別紙2	サービス対価B（割賦払い）	53		1	(2)	ウ				「金利計算方法」について、「なお、初回については、本施設の引渡し日に翌日から初回支払までの期間により計算する」とございますが、（引渡日を令和10年6月30日とした場合）令和10年7月1日から10月末日までの期間で計算するということでよろしいでしょうか？あるいは3ヵ月後取という表記から、サービス対価FG同様に四半期ごとに考え、令和10年7月1日から9月末日まで（以降四半期毎）の期間で計算するのでしょうか？	後者の考え方としてください。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a			
16	事業契約書 (案) 別紙2	サービス対価B (割賦払い)	53		1	(2)	ウ				割賦払いに係る元利均等額を算定するに際して、税抜価格や消費税に端数が生じた場合には、初回または最終回にて調整を行うなど事業者の提案に基づく形で問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
17	事業契約書 (案) 別紙2	サービス対価B (割賦払い)	53		1	(2)	ウ				「支払日」の但し書きについて、「引渡日が令和10年6月30日以前であっても、第1回の支払日は令和10年11月末日とし…」とございますが、1回目の支払日は令和10年10月末日の誤植という理解でよろしいでしょうか？	ご指摘のとおりです。「令和10年10月末日」に修正します。
18	事業契約書 (案) 別紙2	サービス対価B (割賦払い)	53		1	(2)	ウ				サービス対価Bの元本額について、「上記ア記載の本施設整備に係る対価からサービス対価Aを控除した額」とありますが、表記の定義に基づきますとサービス対価Bにサービス A2,C,Dを含むこととなりサービス対価A2,C,Dが二重で計上されるものと考えます。正しい定義をご教示いただけますでしょうか。	ご指摘のとおりです。「上記ア記載の本施設整備に係る対価からサービス対価A1・A2・C・Dを控除した額」に修正します。
19	事業契約書 (案) 別紙2	開業準備に係る対価(サービス対価E)	54		1	(3)					「熊谷市は、開業準備に係る対価として、サービス対価Cを～」との記載がありますが、サービス対価Cではなく、サービス対価Eとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。「サービス対価E」に修正します。
20	事業契約書 (案) 別紙2	維持管理・運営に係る対価	54		1	(4)	ア				平準化に伴い端数が生じた場合、当該端数の調整方法は事業者の任意対応でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	事業契約書 (案) 別紙2	維持管理・運営に係る対価	54		1	(4)	ア				配送車両をリースで調達する場合、運営費に含める理解で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a			
22	事業契約書 (案) 別紙2	サービス対価F (固定料金)	55		1	(4)	イ				SPCの清算費用については、サービス対価Fのその他費用に含めて問題ないでしょうか。	問題ありません。
23	事業契約書 (案) 別紙2	サービス対価F (固定料金)	55		1	(4)	イ				サービス対価Fについて、年間のサービスの対価を四半期ごとの支払いに期間按分した際に発生する税抜価格での端数については、「年度単位の最終回」による調整で問題ないでしょうか。あるいは各回の支払で切捨てでしょうか。	調整の結果として総額の増加にならないという条件で、事業者の提案に委ねます。
24	事業契約書 (案) 別紙2	サービス対価F (固定料金)	55		1	(4)	イ				サービス対価FGについて、消費税の計算は、契約書76頁を参考に、四半期の支払ごとに両者を合算し、消費税計算(各四半期ごとの請求での小数点以下切捨て)を行う方法で問題ないでしょうか？	問題ありません。
25	事業契約書 (案) 別紙2	サービス対価F (固定料金)	55		1	(4)	イ				サービス対価Fについて、3ヵ月未満の請求期間(1回目支払)については、他の支払い金額の3分の1した金額(1カ月分)にて算定するという理解で問題ないでしょうか。	問題ありません。
26	事業契約書 (案) 別紙2	サービス対価G (変動料金)	55		1	(4)	ウ				入札において、四半期に請求するサービス対価Gを算定するにあたり、参考とするべき食数情報としては、様式集「I-3-2　市の支払う対価(四半期別)」の8行目にある提供食数(令和10年9月だと222,640食)で問題ないでしょうか？	問題ありません。 ただし、当該食数はアレルギー対応食の提供数を含みます。
27	事業契約書 (案) 別紙2	サービス対価G (変動料金)の 算定基準	55		1	(4)	エ			①	事業契約書案において「また、かかるサービス対価Gをもとに計算した消費税及び地方消費税に端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。」とあるためサービス対価Gに係る消費税計算はサービス対価Fとは切り離して個別に行うように見受けられますが、一方で事業契約書のp76の表を見る限り、サービス対価FとGを合計した金額に消費税計算を行うように見受けられます。単独か合計して行うかで、消費税計算の端数切捨ての都合、1円単位で相違が生じる可能性があるため、どちらか明示頂けると幸いです。	事業者の計算方法に委ねます。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a			
28	事業契約書 (案) 別紙2	サービス対価F (固定料金) 及び サービス対価G (変動料金)	57		2	(4)					物価改定による改定を除いて、貴市からのサービス対価Fの入金はすべての支払額は平準化されるものと理解で問題ないでしょうか？(初回・最終を除く)	サービス対価Fを平準化することを、要件とはしておりません。ただし、根拠が明快でトレース可能な設定とすることとしてください。
29	事業契約書 (案) 別紙2	サービス対価B (割賦支払)の 改定	58		3	(2)	ア			①	対象となる費用において「設計費、工事監理費、開業費など」とありますが、「など」とは具体的に何を指すのでしょうか。	サービス対価Bに含まれる費用のうち、「直接工事費及び共通費などの直接工事施工に必要となる経費(解体工事、建築工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事など各種工事を含む。)、調理設備調達業務、調理備品調達業務及び学校配膳室の什器、備品等調達業務に係る費用」を除くものが物価変動に伴う改定の対象とならない費用です。この費用から、設計費、工事監理費、開業費を除く費用が「など」の示すものとなりますが、現時点では具体的に想定する対象はありません。
30	事業契約書 (案) 別紙2	サービス対価B (割賦支払)の 改定	58		3	(2)	ア			③	「募集公告日の指標値と本施設の着工日の属する月の指標値を比較…」とあるため、「改定率a」について、分母が「本契約締結日の属する月」となっておりますが「募集公告を出した日の属する月」ではないでしょうか？	ご指摘のとおりです。 「募集公告日の属する月の指標値」に修正します。
31	事業契約書 (案) 別紙2	サービス対価B (割賦支払)の 改定	58		3	(2)	ア			③	「改定率a」は、本施設の着工日の属する月に公表される指標値(確定値)／本契約締結日の属する月に公表される指標値(確定値)とありますが、分母は「募集公告日の指標値」ではないでしょうか。	No.30の回答を参照ください。
32	事業契約書 (案) 別紙2	サービス対価B (割賦支払)の 改定	58		3	(2)	ア			③	確認ですが、サービス対価(割賦支払)の改定において、サービス対価Aの改定分も合わせてサービス対価Bで調整するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	事業契約書 (案) 別紙2	サービス対価B (割賦支払)の 改定	58		3	(2)	ア			③	サービス対価B(割賦支払)改定が行われた場合、元金が変更になりますので、合わせて割賦金利支払額も連動して改定されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a			
34	事業契約書 (案) 別紙2	サービス対価F (固定料金) 及び サービス対価G (変動料金)の 改定	59		3	(5)	ア				「燃料費相当分」との記載がございますが、本件光熱水費の負担は貴市が行うという理解です。(同様にp60の5(3)イにおいても「燃料費以外の単価…」と別記を求めております)	ここで燃料費とは、配送車等の燃料費を指しており、事業者の負担とします。
35	事業契約書 (案) 別紙2	サービス対価F (固定料金) 及び サービス対価G (変動料金)の 改定	59		3	(5)	ア				維持管理・運営期間の物価変動の参照指標についてですが、メンテナンスを行う専門技術者においては、専門技術を伴うため埼玉県の最低賃金上昇率とは比較にならないほど上昇する懸念があります。また、燃料費相当分(石油・石炭製品/石油製品／燃料油)など修繕工事に利用される材料費に関しても15年間の維持管理期間においては上昇幅が見えない状況です。変動幅が大幅に乖離した場合においては、貴市との相談と考えて宜しいでしょうか。	前段の参照指標に関するご質問については、原案のとおりとします。事業構成要素ごとに物価変動の度合いは異なりますが、その影響を詳細かつ完備に反映することは実務上現実的ではありません。したがって、維持管理・運営費に関しては、人件費が主体となる費用と、それ以外の費用に区分し、人件費が主体となる費用に関してはその中でのウェイトが大きい調理員人件費単価の変動を比較的よく反映していると考えられる最低賃金の上昇率を用いることとしています。人件費以外に関しても同様の考え方としています 後段に関しては、ご理解のとおりです。ただし、上昇幅が下振れ乖離するケースに関しても、協議対象となります。
36	事業契約書 (案) 別紙2	サービス対価F (固定料金) 及び サービス対価G (変動料金)の 改定	59		3	(5)	ア				サービス購入費F(固定料金)の燃料費相当分は配送車の燃料費との理解でよろしいでしょうか。 サービスGの燃料費相当分以外の参照指標が、サービス購入費Fと異なっておりますが、統一頂く事は可能でしょうか。昨今の最低賃金上昇率を考えますと、サービス購入費Fも埼玉県最低賃金に設定をご検討頂ければと思います。	前段はご理解のとおりです。 後段については、ご提案のとおり、「埼玉県最低賃金」に変更します。
37	事業契約書 (案) 別紙2	サービス対価F (固定料金) 及び サービス対価G (変動料金)の 改定	59		3	(5)	ウ				令和N年度の改定方法としての指標を確認算定する場合、単月の指標をさされていますが、これは、当月に法令ではなく不可抗力にも該当しない事項が発生した場合、貴市及び事業者双方ともに大きなリスクになる場合があります。単月でなく年単位の平均指数としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 特殊要因があり突出した値となる場合には、協議で調整が可能です。また、特定の月に毎年物価が上昇するようなことがない限り、若干の上振れ下振れに関しては、翌年には揺り戻しが生じて影響が解消されます。
38	事業契約書 (案) 別紙2	サービス対価F (固定料金) 及び サービス対価G (変動料金)の 改定	59		3	(5)	ウ				サービス対価F(固定料金)及びサービス対価G(変動料金)の第1回目の物価改定は、契約締結日の属する年度の9月と翌年度9月の指標により算定頂くことは出来ませんでしょうか。	原案のとおりとします。 契約締結日の属する令和7年度の9月と、令和8年度9月の指標を用いて計算をしても、令和9年度には維持管理運営業務は発生しないので、算定を行う意味がないと考えます。